

(様式)

江島里地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	千歳町	江島里	令和元年	

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

みんなで守ろう江島里の農業

(2) 今後の地域農業のあり方

課題

・集落営農としてこれまで取り組んできた大麦・小豆の栽培を継続していく。今後は、稲作の担い手の確保や経営の効率化が課題となる。

今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）

① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成	○	③ 高収益作物の導入・拡大	○
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	○
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	

取組内容

・集落営農を継続するとともに、後継者の育成に取り組んでいく。

(3) 産地づくり計画

① 現 状 (令和元年度)

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考	
[土地利用型]				
・ 水稻	11.2ha	10,080千円		
・ 大麦	4.0ha	920千円		
・ 小豆(二毛作)	4.0ha	4,000千円		
[野 菜]				
・ 野菜等	3.6ha	3,800千円		
・				
合計	18.8ha	18,880千円		

② 目 標 (令和5年度)

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考	
[土地利用型]				
・ 水稻	10.3ha	11,124千円		
・ 大麦	6.1ha	1,525千円		
・ 小豆(二毛作)	6.1ha	7,320千円		
[野 菜]				
・ 野菜	2.4ha	2,600千円		
・				
合計	18.8ha	22,569千円		

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。

以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	水稻・野菜・大麦・小豆
・ 普及方法	担い手（農家組合を含む）を中心とした営農活動
・ 販売戦略	水稻：水管理と施肥を改善するなど、反収アップに努める 大麦：JA共同販売を継続しつつ、排水対策を強化するなど、反収アップをすることで所得を拡大する 小豆：排水対策の強化などによる反収アップ、また、新たな販売先を開拓することで所得を拡大する 野菜：個別農家で行っている各販売について、販売先を拡大する

(4) 将来の農地利用のあり方

・大麦・小豆のブロックローテーションによる農地利用を図る。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

・可能な限り集落内の農地所有者への利用集積を図り、集落営農による農地利用を図る。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

・個々の農地は自らが守っていくことを大原則として、耕作が難しくなったものについては、組合員による農地利用を図る。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和元年	営農継続	営農の継続
令和2年	営農継続	大麦及び小豆栽培面積の拡大・小豆乾燥調整施設の建設・汎用コンバインの導入
令和3年	営農継続	営農の継続
令和4年	営農継続	営農の継続
令和5年	営農継続	営農の継続

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（令和元年度）

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	18	1		1	3	7	6		1	1		
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）										
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1								1	1	
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	18	1		1	3	7	6			
	中心経営体計											
中核的担い手計	18	1		1	3	7	6		1	1		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

② 計 画（令和5年度）

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	17				4	5	8		1	1		
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）										
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1								1	1	
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	17			4	5	8				
	中心経営体計											
中核的担い手計	17				4	5	8		1	1		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

※その他の中心となる経営体は、認定農業者や市町村認定農業者等ではないが集落において中心となり農業経営を行っている者を指

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和元年度]		計画[令和5年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)			
A	69才	3名	未定	水稻	0.477	水稻	0.374	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.046	野菜	0.181				
B	78才	4名	有	水稻	0.350	水稻	0.544	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.309	野菜	0.115				
C	31才	3名	未定	水稻	0.693			有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.123						
D	51才	3名	未定	水稻	0.289	水稻	0.667	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.022	野菜	0.159				
E	77才	3名	有	水稻	0.804	水稻	0.579	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.323	野菜	0.224				
F	67才	2名	無	水稻	0.353	水稻	0.217	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.387	野菜	0.050				
G	78才	4名	未定	水稻	0.559	水稻	0.515	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.331	野菜	0.213				

H	78	才	4	名	未定	水稻	0.621	水稻	0.433	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.244	野菜	0.082		
I	67	才	2	名	未定	水稻	0.541	水稻	0.439	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.093	野菜	0.063		
J	75	才	3	名	有	水稻	0.580	水稻	0.961	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.292	野菜	0.125		
K	75	才	2	名	未定	水稻	0.631	水稻	1.112	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.615	野菜	0.494		
L	70	才	2	名	未定	水稻	1.075	水稻	0.686	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.110	野菜	0.110		
M	68	才	3	名	有	水稻	0.758	水稻	0.352	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.159	野菜	0.218		
N	73	才	2	名	未定	水稻	1.264	水稻	0.666	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
						野菜	0.191	野菜	0.100		

	O	66才	2名	未定	水稻	0.785	水稻	0.992	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					野菜	0.145	野菜	0.145			②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	P	59才	3名	未定	水稻	0.599	水稻	0.407		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					野菜	0.022	野菜	0.022			②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	Q	57才	4名	未定	水稻	0.490	水稻	0.893		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					野菜	0.229	野菜	0.100			②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	R	59才	2名	無	水稻	0.267	水稻	0.434		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					野菜	0.000	野菜	0.050			②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
集	江島里農家 組合	才	22名		麦	4.084	麦	6.117		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					小豆 (二毛作)	4.084	小豆 (二毛作)	6.117			②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計 (ha)						18.8610		18.8390			

- ※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。
- ※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状[〇〇年度]		計画[〇〇年度]		利用しなくなる農地面積 (ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
	オ								
	オ								
	オ								
	オ								
経営規模等計 (ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容（作目）ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はいるが十分ではない** / 担い手がない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状令和元年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地				
18.861		18.861						18.861 100%	18.861		
								うち、中 心経営体 の面積			

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画令和5年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地				
18.861		18.861						18.839 99.9%	18.839		
								うち、中 心経営体 の面積			

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	18.861 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	17.32 ha
c	地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	6.59 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.32 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.62 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (大麦・小豆のみ)	2.03 ha
	(備考)	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> 集落内で耕作が出来なくなった農地について、可能な限り集落内の所有者に集約をしていく。
--

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	集落や農家組合
・ 計 画	現状と同じ

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	集落や農家組合
・ 計 画	現状と同じ

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	集落や農家組合
・ 計 画	現状と同じ

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度					
				元	2	3	4	5	
江島里農家組合	大麦・小豆栽培の拡大を図る	小豆乾燥調製施設	新築		○				
		小豆乾燥機など	新規購入		○				
		大麦・小豆汎用コンバイン	新規購入		○				

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。